婦人労働資料 No. 44

婦人労働の実情

1964年

労働省婦人少年局

はしがき

「婦人労働の実情」は一九五二年度からひきつづき刊行しておりますが、これはその一九五四年分をとりまとめたものです。

最近の働く婦人の概況をおつたえするため、総理府統計局労働力調査、労働省毎月勤労統計調査、同個人別賃金調査、同労働組合基本調査、その他の労働統計の中から婦人に関するものを拾いあげ、これに簡単な説明を加えてみましたが、より詳しい実情をごらんになりたい方のためには、別刊、婦人労働統計資料、昭和二十八年における女子保護の概況、労働組合の中の婦人等の資料が御参考になると存じます。

一九五五年一一月

労働省婦人少年局

★労働災害……二
四、労働組合の中の婦人……五
★組合加入状況……五
★組合活動状況……六
……六
……七

一九五四年婦人労働の実情

一、婦人の就業

★戦後における女子労働力の増加

戦後、婦人の職業への進出がいちじるしいといわれていますが、事実、働く婦人の数は年々増加の傾向にあり、それは男子の増加の割合を上まわつています。その理由としては、人口の自然増加のほかに、戦後、特に比較的年齢の高い婦人で働く必要のあるひとびとがふえていることや、教育の機会均等によつて学窓を出た若い婦人がすすんで職業につき、みずからの能力を職場にいかして社会に貢献しようとする傾向が一般的になつてきたことなどが考えられます。要するに婦人の職業への進出は人口の自然増加の圧力とともに、経済的社会的状勢が変つてきたことによるものと思われます。

これを手許にある統計に求めてみましょう。

一九四八年を基準にして戦後の推移をみますと、女子人口の増加を上まわつて、女子の労働力人口がいちじるしく増大しつつあることを示しています。一九五四年までの六年間に十四歳以上の女子人口（これを生産年齢人口という）は二、八四七万人から三、一一三万人となり、二六六万人、約九%の増加となつていますが、女子労働力人口（就業者と失業者）は一九四八年の一、三五〇万から一、六五八万人と約三〇八万、約二三%増加しています。この間男子は同じく生産年齢人口は二七三万、一一%の増ですが、労働力人口の増加は二一五万一〇%で、生産年齢人口の増加の割合と

表 1　男女別生産年齢人口及び労働力人口の増加率

（1948 年 ～ 1954 年）　　（単位　千人）

年別	生産年令人口(1) 実数	生産年令人口(1) %	労働力人口 実数	労働力人口 %	労働力人口比率(2)
			女		
	千人		千人		%
1948 年平均	28,470	100.0	13,500	100.0	47.4
1949 〃	28,710	100.8	14,610	108.2	50.9
1950 〃	28,870	101.4	14,230	105.4	49.3
1951 〃	29,650	104.1	14,480	107.3	48.8
1952 〃	30,170	106.0	15,040	111.4	49.9
1953 〃	30,540	107.3	16,220	120.1	53.1
1954 〃	31,130	109.3	16,580	122.8	53.3
			男		
1948 年平均	25,420	100.0	21,340	100.0	83.9
1949 〃	26,140	102.8	21,840	102.3	83.6
1950 〃	26,370	103.7	21,930	102.8	83.2
1951 〃	26,610	104.7	22,130	103.7	83.2
1952 〃	27,270	107.3	22,720	106.5	83.3
1953 〃	27,770	109.2	23,480	110.0	84.6
1954 〃	28,150	110.7	23,490	110.1	83.7

註 1)　1948, 49 年は数え年15歳（約満 13 歳半となる）以上をとつているが、1950 年からは満 14 歳以上にきりかえたため、1949 年から 50 年にかけては増加がやや少くなつている。労働力人口についても同様である。

2)　生産年令人口中にしめる労働力人口の割合である。

総理府統計局　労働力調査

ほぼみあつています。（図1表1）、（図2表2）

したがつて、十四歳以上の人口中労働力人口のしめる割合（労働力人口比率）は男子は毎年八三～四%でほぼ保合つているのに対し、女子は大体において年々上向きとなつており、一九四七年の四七・四%に対し、一九五四年は五三・三%と約六%増となつており、今では婦人の半数以上が生産活動に参与しているわけです。

このような女子労働力人口比率の増大は、若い年齢層においてよりも、むしろ、比較的高い年齢層に著しく（図3）二十歳未満に比較して、二〇～三九歳、四〇～五四歳、五五～六四

図 1　男女別生産年齢人口及び労働力人口の増加率

（1948 年 ～ 1954 年）

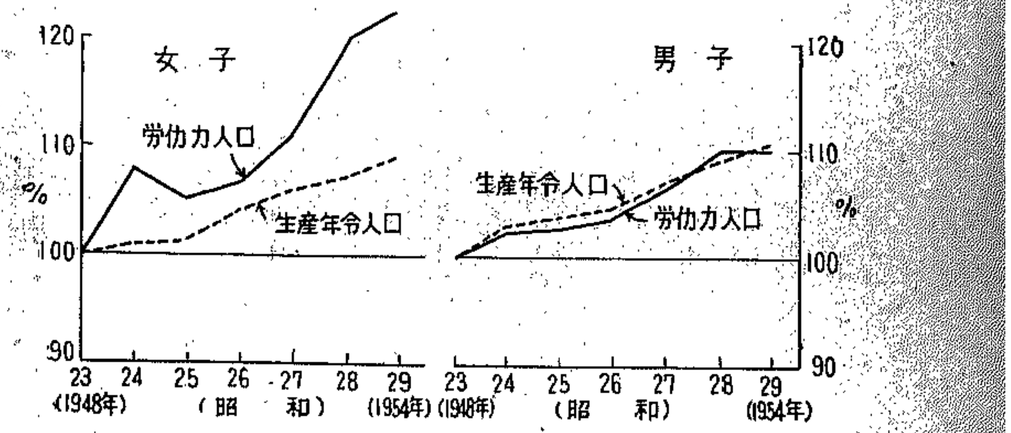

総理府統計局　労働力調査

図 2　男女別労働力人口

（1954 年）

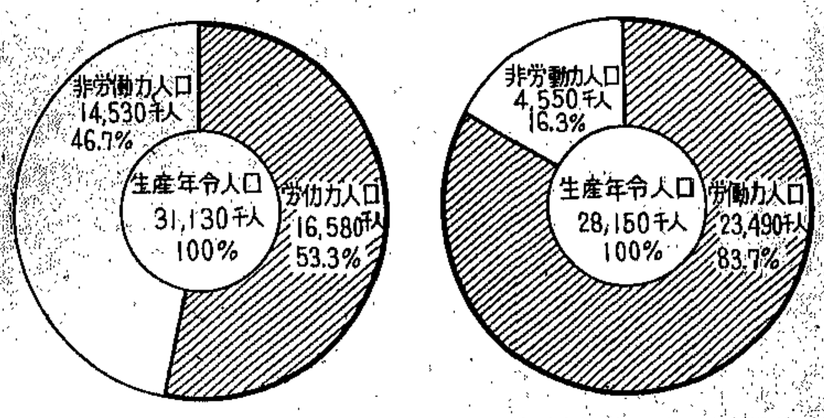

総理府統計局　労働力調査

表2　女子の労働力人口

（1953年平均～1954年平均）（単位　千円）

年別	14歳以上人口	労働力人口	労働力人口比率
	女		
	千人	千人	%
1953年平均	30,540	16,220	53.1
1954年平均	31,130	16,580	53.3
1954年平均の対前年比	101.9	102.2	–
	男		
1953年平均	27,770	23,480	84.6
1954年平均	28,150	23,490	83.7
1954年平均の対前年比	101.4	100.0	–

註　労働力人口比率は14歳以上人口総数に対する労働力人口の比率である。

総理府統計局　労働力調査

図3　性別、年齢別労働力人口比率

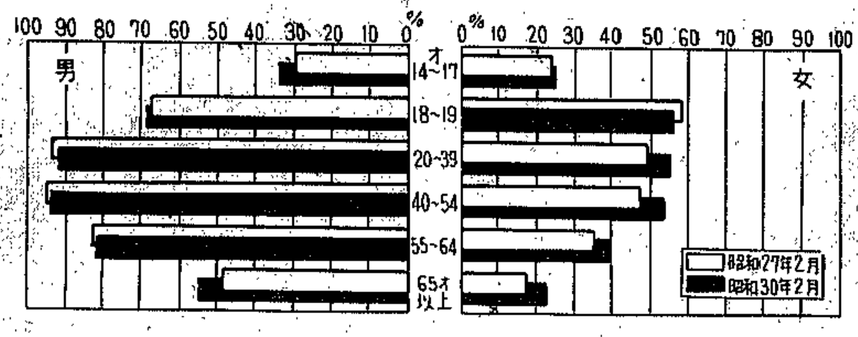

総理府統計局　労働力調査

表3　産業及び男女別就業者数

（1954年平均）　（単位　千人）

産業別	女子 実数	女子 %	男子 実数	男子 %	産業別総数中女子の占める割合
	千人		千人		%
全産業	16,340	100.0	23,230	100.0	41.3
農林業	8,460	51.8	8,200	35.3	50.7
漁業及び水産養殖業	90	0.5	460	2.0	16.4
鉱業	60*	0.4	530	2.3	10.2
建設業	180	1.1	1,470	6.3	10.9
製造業	2,510	15.4	4,440	19.1	36.1
卸売小売及び金融保険不動産業	2,780	17.0	3,530	15.2	44.1
運輸通信及びその他の公益事業	240	1.5	1,610	6.9	13.0
サービス業	1,820	11.1	1,940	8.4	48.4
公務	200	1.2	1,050	4.5	16.1
分類不能の産業	0*	0*	0*	0*	–

註　* 印は誤差率が大である。

総理府統計局　労働力調査

歳の年齢階層において労働力人口比率の増加がみられ、また、男子とその傾向を異にしていることが注目されます。

★就業状態

女子の就業者数は一九五四年、一、六三四万人で総就業人口の四一・三%をしめており、わが国経済の相当部分を婦人が担つていることがわかります。

婦人が就業者中にしめる割合は産業によつてかなりの差がありますが（表3）特に、農林業の就業人口は半ば以上を婦人がしめています。非農林業就業人口中における女子の割合は、これに比べて低く、一九五四年は三四・三%です。しかし、全就業人口中にしめる女子の割合は農林業では大体五〇%余を横這い状況であるが、非農林業では女子の割合が年々ふえている傾向がみられます（表4、図4、図5）

次に就業者を従業上の地位別にみますと、女子の場合は家族従業者が六〇%、雇用者が二六・三%、自営業主が一三・八%で、家族従業者のしめる割合が非常に高く、男子の、雇用者四六・九%、業主三四・七%、家族従業者一八・五

表 4　年次別及び農・非農林別女子就業者数及び比率

（1948 年 ～ 1954 年）　　（単位　千人）

年次	農林			非農林		
	総数	女	女/総数	総数	女	女/総数
	千人	千人	%	千人	千人	%
1948 年	16,370	8,280	50.6	18,220	5,130	28.2
1949 年	18,080	9,370	51.8	17,990	5,080	28.3
1950 年	17,410	8,770	50.4	18,310	5,320	29.1
1951 年	16,170	8,080	50.0	20,050	6,250	31.2
1952 年	16,370	8,180	50.0	20,920	6,680	31.9
1953 年	17,130	8,670	50.6	22,120	7,360	33.3
1954 年	16,670	8,470	50.8	22,910	7,880	34.3

総理府統計局　労働力調査

表 5　従業上の地位別女子就業者の推移

（単位　千人）

	農林業				非農林業			
	総数	自営業主	家族従業者	雇用者	総数	自営業主	家族従業者	雇用者
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
1948 年	8,280	920	7,200	160	5,130	710	1,290	3,130
1949 年	9,370	1,230	7,980	170	5,080	800	1,350	2,930
1950 年	8,770	1,210	7,390	160	5,320	910	1,400	3,000
1951 年	8,080	970	6,960	140	6,250	1,060	1,600	3,580
1952 年	8,180	940	7,100	140	6,680	1,140	1,780	3,770
1953 年	8,670	810	7,670	190	7,360	1,370	2,100	3,890
1954 年	8,470	810	7,490	170	7,880	1,440	2,310	4,120

総理府統計局　労働力調査

%という構成と相当異っています。これは女子就業者の半ば以上をしめる農林業において、家族従業者として働く婦人が圧倒的に多い（八八・四%）ためで、農林業以外の部門においては、女子も雇用者が五二・三%で最も多くなっています。

戦後のうごきをみますと、農林業では、一九五〇年以降女子の業主が減少傾向を示し家族従業者が一九五二年頃から幾分増加していますが、全体としてそれほど大きな変化はみられないのに対し、非農林業では一九四八年から、一九五四年までの六年間に女子就業者が五割増のめざましい

図 4　男女別、農林、非農林別就業者の割合

（1954 年）

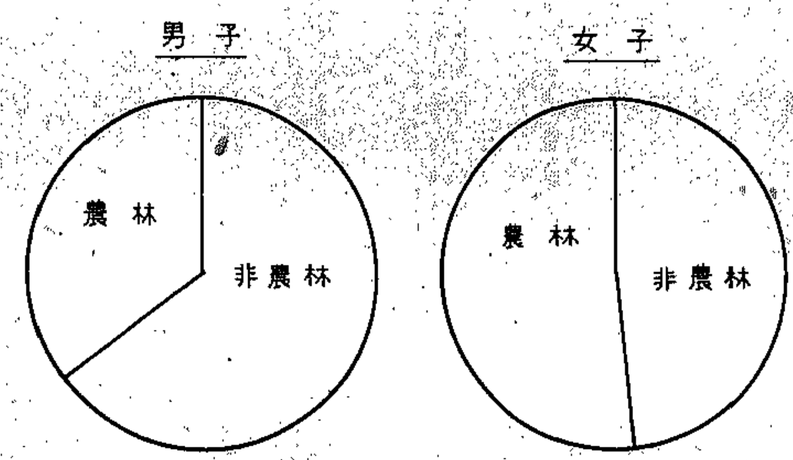

総理府統計局　労働力調査

図 5　非農林就業者中女子の割合の年次別推移

（1948 年 ～ 1954 年）

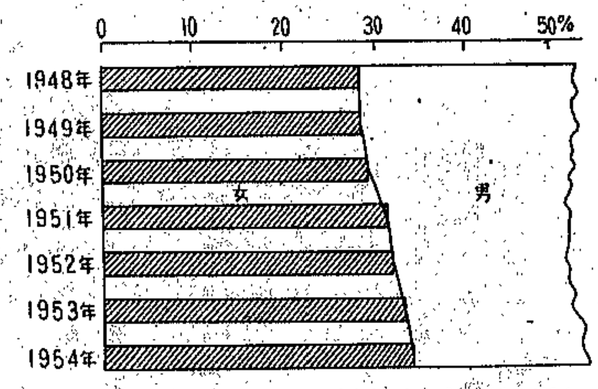

総理府統計局　労働力調査

表6 男女及び年別雇用者数

(1948年平均～1954年平均)　(単位 千人)

年別	計	女子	男子	年別雇用数総数中女子の割合	増加率 女子	増加率 男子
	千人	千人	千人	%		
1948年	12,740	3,290	9,450	25.8	100	100
1949年	12,420	3,090	9,330	24.9	94	99
1950年	12,600	3,170	9,480	25.2	96	100
1951年	13,700	3,720	9,980	27.2	113	106
1952年	14,210	3,900	10,310	27.4	119	109
1953年	14,800	4,080	10,720	27.6	124	113
1954年	15,180	4,290	10,900	28.3	130	115

総理府統計局　労働力調査

上昇線を辿り、業主、家族従業者、雇用者ともに相当の増加を示しました。(表5)しかし増加率からいえば、業主、家族従業者が特に著しかつたために、雇用者の割合は相対的に低下の傾向にあります。これは非農林業の女子就業者中にしめる雇用者の割合は相対的に低下の傾向にあります。これは非農林業の中でも特に零細な商業やサービス業の膨張が著しかつたことと関連があるように思われます。

★雇用者

雇用のうごき

戦後の雇用者の推移は表6の通りで、一九四九年の経済九原則による企業整備が特に女子の雇用に大きな影響を及ぼしていることが分りますが、朝鮮動乱の起つた一九五〇年以後に急激な増加がみられ、一九四九年の三〇九万から一九五四年の四三九万まで、五年間に約一二〇万、四割近く増加して、増加率の点ではやはり男子(一五七万、一・七割増)を凌いでいます。

したがつて雇用者総数中に占める女子の割合も一九四八年の二五・八%から、一九五四年の二八・三%まで、少しずつひろがつてきているのがみられます。

これを産業別にみますと、女子の割合の多い産業は、サービス業の四四・五%、卸売小売並びに金融保険不動産業、製造業の三〇%台ですが、製造業の中でも紡織業は特に女子の割合が多く六六%です。又、鉱業、漁業及び水産養殖業は女子の割合も低く、各々九・五%、一〇・五%をしめるのみですが女子の分野は広く全産業にわたつていることが注目されます。(表7、図6)

又、産業別女子雇用者の状況を前年と比較すると、増加の目立つのはやはり非農林業で、前年に比べて六%増になつていますが、農林業では僅かながら減少がみられます。非農林業では、製造業、運輸通信業、卸売小売業は増加しましたが、不況の影響をうけた鉱業は動かず、漁業及び水産業、公務も前年と変らず、また、製造業中紡織業(中分類)の減少も著しくなつています。(表8)

表7 産業別男女別雇用者数

(1954年平均)　(単位 千人)

産業別	女子	男子	産業総数中女子の割合
	千人	千人	%
全産業	4,290	10,900	28.3
農林業	170	390	30.4
漁業及び水産養殖業	20*	190	9.5
鉱業	60*	510	10.5
建設業	170	1,010	14.4
製造業	1,600	3,390	32.1
紡織業	740	380	66.1
卸売小売並びに金融保険不動産業	870	1,610	35.2
運輸通信及びその他の公益事業	240	1,530	13.6
サービス業	980	1,220	44.5
公務	190	1,050	15.3

註1) *印は誤差率が大である。

総理府統計局　労働力調査

労働市場における需給状況

次に公共職業安定所の職業紹介を通じて、労働市場の状況をうかがつてみましょう。

一九五三年度は、その前年に比べて男女求職件数がやや減少し、反対に求人数は増加したため、就職状況は幾分の好転をみせたのですが、一九五四年度は再び逆転して、男子では求職の増加に対して求人は減少し、女子の場合も、求職の増加率は求人のそれを上廻つています。これにともなつて就職の率も、前年の女子、求職二・一件に対して就職一人、男子求職二・五件に就職一人に比べ、女子求職二・三件に就職一人、男子求職二・七件に就職一人ときびしくなりました。(表9)男子よりも女子のほうがやや就職しやすい傾向は例年と同様でした。

図 6　産業及び男女別雇用者数

（1954 年 平 均）

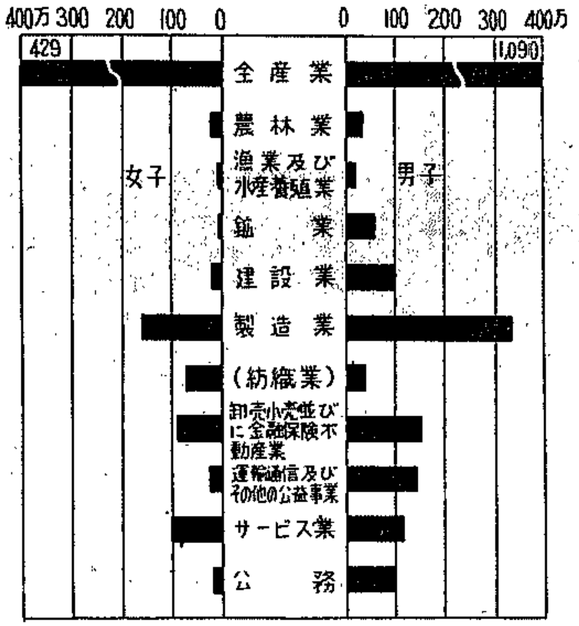

総理府統計局　労働力調査

しかし、職業紹介では女子は若い層の需給が活潑ということがいえ、一般と新規学卒者の状況を比較すると、一九五四年では新卒の就職がよくなつています。又新規学卒者のなかでは高卒より中卒が前年同様著しく就職率がよくなつています。一九五四年では高卒は求職二・三件に就職一人、中卒は求職一・二件に就職一人の割合となつています。（表10）

次に一九五四年の一般婦人の職業別需給状況をみると、各職業とも求人より求職者が上廻り、ことに前年は製造業関係の職業では求人に求職者がみたなかつたのが本年度は逆に求職者が上廻つています。

又書記的販売的職業は前年に増して就職難で、求職者は求人の二・七倍も殺到しています。（表11）

日雇の需給状況をみると、求職総延数は男女とも相当増加しましたが、就労率は女子八一％、男子八四％で、前年と大差ありません。（表12）

しかし表の上からみた不就労者――いわゆるあぶれ――の数は前年に比べて、女子は一一・二％、男子は一四・八％と各々増加しており、前年における

表 8　産業別女子雇用者数の推移

（1953年～1954年）（単位 千人）

産業別	1953年平均	1954年平均	1954年平均の対前年比
	千人	千人	
全産業	4,080	4,290	105
農林業	190	170	90
非農林業	3,890	4,120	114
漁業及び水産養殖業	20*	20*	100*
鉱業	60*	60*	100*
建設業	170	170	100
製造業	1,510	1,600	112
紡織業	780	740	95
その他の製造業	720	850	118
卸売小売並びに金融保険不動産業	770	870	113
運輸通信及びその他の公益事業	210	240	114
サービス業	950	980	103
公務	190	190	100
分類不能の産業	0*	0*	0*

註1）　*印は誤差率が大である

総理府統計局　労働力調査

表 9　一般の職業紹介状況

（1953年計～1954年計）

		新規求職申込件数	新規求人数	就職件数	求職に対する就職の割合
女	1953年計	1,424,785	947,032	681,916	47.9%
	1954年計	1,632,932	969,243	709,812	43.5
男	1953年計	2,561,890	1,424,234	1,028,801	40.2%
	1954年計	2,875,840	1,386,112	1,044,526	36.3

労働省職業安定局調

る減少の傾向から増加に転じています。（表12）

女子雇用者の特性

我が国の女子雇用者は動きやすく不安定な性格をもち、政治・経済の情勢の変動を容易にうけできたことは雇用者数の推移でも明かにしめされたとおりです。職場に長く留らず、年齢も一般に若く、教育程度も男子より低いことなどから、管理的職業、専門的技術的職業についている婦人の数も男子に比べて少数です。さらに、家庭における女子の家事

表 10　公共職業安定所を通した中学、高校卒業者の需給状況

（1953年及び1954年卒業者）

	職業紹介区分	中学校		高等学校	
		女	男	女	男
1953年卒業者	新規求職申込件数	145,462	137,103	26,593	28,350
	新規求人数	161,373	177,579	15,118	22,800
	就職件数	108,637	97,755	10,771	12,768
	求職に対する就職の割合	74.6%	71.5%	40.6%	45.4%
1954年卒業者	新規求職申込件数	137,669	130,375	34,113	34,117
	新規求人数	178,213	184,244	19,098	25,651
	就職件数	111,444	98,407	14,993	15,332
	求職に対する就職の割合	81.0%	75.5%	44.0%	44.9%

註　各年の卒業者数については、1953年1月1日～6月30日、1954年1月1日～6月30日の分についての取扱をしめす

労働省職業安定局調

や育児の責任も働く婦人に特殊な問題として解決が求められています。このような働く婦人の特性は、婦人の地位とも大きな関連をもつていますので、次にこれらの点を一九五四年四月の労働省、個人別賃金調査から拾つてみましょう。この調査は、七大産業部門の規模一〇人以上の事業場を対象として行われたものです。

―年齢構成―

女子雇用者は一般に男子にくらべて年齢が若く、その平均年齢は二五・四歳で男子の三三・二歳とはかなりひらきがあります。（表13）

年齢別の分布でみると、二〇歳未満が三二・八%、二〇～二五歳が三四・五%、合計六七・三%が二五歳未満の若い婦人によつて占められ、男子の二五歳未満二八・八%、二五～五〇歳の層に六二・六%という分布とかなり違つています。

又、これを、労働基準法の適用事業場における女子雇用者の年齢別構成によつてみても、十八歳未満の年少者では男子より女子が多く同じ傾向がうかがわれます。

産業別にみて比較的年少者の多いのは製造業、二〇～二五歳の層に女子労働者の集中しているのは、金融保険業で、比較的高年齢層にまで拡がつているのは、鉱業と建設業です。

以上の様に、男子に比べて、女子は若い層に大量の女子雇用者が集中しており結婚前後の短期間の雇用ということが大きな特色となつています。（表14　表15　図7）

―勤続年数―

女子雇用者の平均勤続年数は、女子三・六年、男子七・二年で、女子はほぼ男子の二分の一となつています。（表13）

しかし、女子の平均勤続年数は産業によつて多少長短があり、運輸通信その他の公益事業の五・二年、鉱業の四・七年に対し、建設業は平均年齢が高いにも拘らず勤続年数は二・一年と短かく、製造業は三・四年でほぼ平均に近くなつています。

又、勤続年数別に労働者構成率をみる

表 11　職業大分類別一般の新規求人数、求職数、就職数調

（1953年計～1954年計）

		求人		求職		就職	
		女	男	女	男	女	男
一九五三年計1)	総数	278,200	434,336	427,612	809,179	227,357	361,909
	自由専門的管理的職業	8,152	5,948	12,674	22,103	6,247	4,173
	書記的販売的職業	71,000	66,263	157,374	155,425	57,141	50,126
	奉仕職業	43,418	15,120	55,056	45,159	30,076	12,122
	農業、漁業、林業及び類似の職業	8,518	27,265	9,878	45,418	6,712	28,026
	技能半技能無技能職業	147,112	319,340	192,630	541,074	127,181	267,462
	製造業及び関連作業の職業	105,703	148,386	104,563	225,118	89,822	124,471
	非製造加工作業の職業	41,409	171,354	88,067	315,956	37,359	142,991
一九五四年計2)	総数	275,515	412,465	502,530	931,279	232,134	364,426
	自由専門的管理的職業	8,197	5,012	14,240	24,616	6,271	3,996
	書記的販売的職業	67,053	61,056	180,556	178,960	58,082	49,441
	奉仕職業	49,839	12,906	65,465	46,601	34,708	10,406
	農業、漁業、林業及び類似の職業	15,917	34,158	18,825	55,546	9,659	33,107
	技能半技能無技能職業	134,508	299,335	223,444	625,556	123,414	267,476
	製造業及び関連作業の職業	91,283	115,175	115,937	251,829	83,482	111,763
	非製造加工作業の職業	28,751	159,353	70,018	302,098	27,669	134,822

註　1) 2) は3月、6月、9月、12月における求人、求職、就職の合計である

労働省職業安定局調

表 12 日雇の職業紹介状況

（1953年計～1954年計）

		求職総延数[1]	新規求人数[2]	就職延数[3]	就職実人員[4]
女	1953年計	29,441,298	24,199,156	23,732,731	107,233
	1954年計	32,858,164	27,275,012	26,510,702	118,800
男	1953年計	53,690,572	46,968,088	45,670,354	207,730
	1954年計	57,378,625	49,951,602	48,175,289	218,568

註1） 日雇求職のため、公共職業安定所に出頭した人の延数と、輪番制をとつているため、非番の故に出頭しない日雇求職者の延数の合計である。
2） 一年間に求人申込をした総延数である。
3） 一年間に就職した総件数（延数）である。
4） 日雇の求職者で各年における各月平均に就労した実人員である。

労働省　職業安定局調

表 13 産業及び男女別年齢、勤続年数、扶養家族数

（労務者及職員）（1954年4月）

産業別＼区分＼性別	平均年令 女	平均年令 男	平均勤続年数 女	平均勤続年数 男	平均扶養家族数 女	平均扶養家族数 男
	才	才	年	年	人	人
産業計	25.4	33.2	3.6	7.2	0.20	2.15
鉱業	31.8	34.7	4.7	7.4	0.54	2.81
建設業	30.8	34.1	2.1	4.1	0.49	1.86
製造業	24.9	32.6	3.4	6.4	0.16	2.04
卸売及び小売業	25.6	31.5	3.0	5.2	0.20	1.69
金融及び保険業	25.3	34.3	4.5	7.4	0.22	2.03
運輸通信その他の公益事業	25.6	33.9	5.2	10.1	0.27	2.43

労働省労働統計調査部　個人別賃金調査

と、女子は勤続三年未満が五四・九%で半ば以上を占め、約四分の三が勤続五年までの間に分布しています。勤続一〇年を越える人は五%にすぎません。男子では、勤続五年を境として、それ以下と、それ以上の割合がほぼ相半ばし、以下勤続が長くなるに従つて割合は徐々に減少して、一〇年を越える人は約四分の一です。（表16）

表 14 産業及び年齢階級別労働者構成率

（1954年4月）

年令階級別＼産業計	女	男	鉱業 女	鉱業 男	建設業 女	建設業 男	製造業 女	製造業 男	卸売及び小売業 女	卸売及び小売業 男	金融及び保険業 女	金融及び保険業 男	運輸通信及びその他の公益事業 女	運輸通信及びその他の公益事業 男
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
18歳未満	14.1	3.7	2.8	0.7	3.0	1.5	18.4	5.4	6.3	2.2	3.5	0.6	8.0	0.6
18歳～20歳未満	13.7	5.7	8.5	3.0	11.3	5.8	13.7	7.0	10.0	4.1	13.6	6.8	15.8	2.8
20歳～25歳未満	24.5	18.6	23.6	15.9	23.3	21.0	31.2	18.5	41.4	19.0	46.9	22.6	42.2	17.6
25歳～30歳未満	11.3	13.4	12.1	20.1	14.4	13.8	9.9	17.8	13.4	15.7	14.7	16.4	14.8	24.1
30歳～35歳未満	5.7	13.8	8.1	15.3	8.9	12.1	5.6	13.5	6.1	12.5	4.7	12.1	5.3	15.1
35歳～40歳未満	5.0	11.4	11.5	14.0	10.0	9.2	4.9	11.8	4.8	8.5	3.5	9.6	4.1	11.4
40歳～50歳未満	7.7	18.0	20.9	21.9	15.8	17.0	7.5	17.2	5.8	14.1	6.0	18.2	7.4	19.8
50歳～60歳未満	2.5	7.9	5.9	8.1	6.7	10.5	2.4	7.1	2.4	7.6	1.9	11.4	2.1	7.8
60歳以上	0.5	1.6	0.5	0.8	0.5	2.9	0.4	1.5	0.6	2.5	0.2	2.3	0.2	0.7

註1） 満年令である。2） 10人以上の規模の全事業所の全労働者（労務者職員計）に対応するものとして推計された数字より算出したものである。

労働省労働統計調査部　個人別賃金調査

図 7 年齢別労働者の分布

（1945年4月）

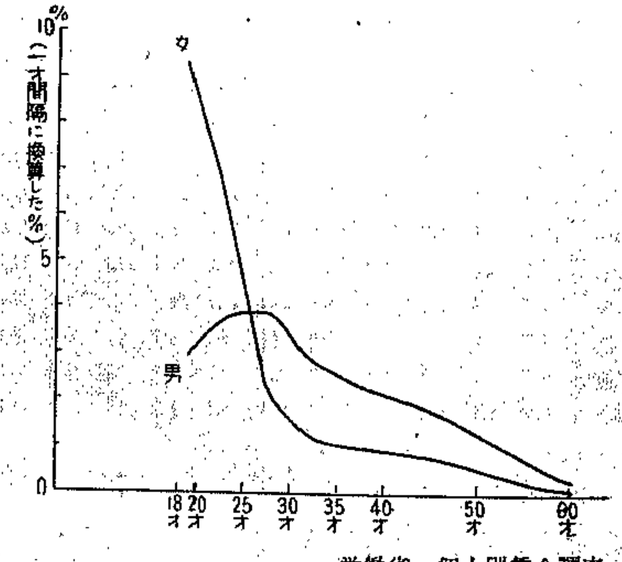

労働省　個人別賃金調査

表 15　男女別及び年齢別労働者構成

（1954 年 12 月末現在）

年令別＼性別	女	男	女	男
	人	人	%	%
総計	3,174,650	8,562,813	100.0	100.0
15 歳未満	976	19,188	0.03	0.22
15歳以上18歳未満	379,364	346,405	11.95	4.05
18 歳以上	2,794,310	8,197,220	88.02	95.73

労働省労働基準局　適用事業場労働者数調

表 16　産業及び勤続年数別労働者構成率

（1954 年 4 月）

勤続年数別	産業計		鉱業		建設業		製造業		卸売及び小売業		金融及び保険業		運輸及び通信その他の公益事業	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
6カ月未満	13.0	8.2	10.6	5.1	29.0	22.8	13.0	8.2	15.1	11.0	10.4	7.5	8.2	3.9
6カ月以上1年未満	9.9	5.8	7.4	4.1	14.8	10.8	10.7	6.4	11.6	7.6	5.4	4.1	6.8	3.3
1年以上2年未満	13.3	11.4	14.4	9.7	13.5	15.1	13.3	12.6	20.0	15.0	17.1	13.5	11.5	7.0
2年以上3年未満	13.7	9.1	12.9	10.4	12.9	10.3	13.8	9.7	15.3	11.5	11.9	10.9	13.6	6.1
3年以上5年未満	19.1	13.7	13.8	11.2	15.5	15.5	20.5	15.1	19.0	21.0	14.5	15.5	15.3	8.3
5年以上10年未満	21.8	28.4	31.8	35.5	8.9	16.9	18.2	28.8	15.9	21.5	23.3	25.9	32.7	31.5
10年以上15年未満	3.5	10.9	7.6	12.0	0.8	3.7	2.5	8.9	2.2	5.1	5.9	7.7	9.7	19.4
15年以上20年未満	0.7	6.1	1.1	7.5	0.1	2.0	0.6	5.9	0.5	3.0	0.8	4.9	1.4	8.8
20 年以上	0.5	6.4	0.4	4.5	0.0	3.1	0.4	4.4	0.4	4.3	0.7	10.0	1.3	11.7

労働省労働統計調査部　個人別賃金調査

表 17　労働者の学歴別構成

（企業規模計・労職計）（1954 年 4 月）

	計	女	男
	実数		
	人	人	人
計	6,507,811	1,633,222	4,874,589
小学・新中卒	4,585,945	1,224,654	3,361,291
旧中・新高卒	1,475,498	396,780	1,078,718
旧高専・短大卒	248,989	10,144	238,845
旧大・新大卒	197,379	1,644	195,735
	%		
計	100.0	100.0	100.0
小学・新中卒	70.5	75.0	69.0
旧中・新高卒	22.7	24.3	22.0
旧高専・短大卒	3.8	0.6	5.0
旧大・新大卒	3.0	0.1	4.0

労働省労働統計調査部　個人別賃金調査

―扶養家族数―

女子の扶養家族数は一人平均〇・二人で、男子の二・一五人と著しく開いています。産業別では、女子労働者の平均年齢の高い鉱業、建設業が、扶養家族数も〇・五四人、〇・四九人とやや高くなっていますが、女子労働者の多い製造業では〇・一六人にすぎません。（表13）

又年齢との関係をみますと、一八歳未満の殆ど〇から年齢の高くなるに従つて増加し、三八歳～四〇歳の一・〇二人を最高として以後再び漸減し、六〇歳以上では平均と同じ〇・二人になつています。二六歳以下の年齢ではいずれも平均を下廻つており、一般に三〇台の半ば頃から四〇台の半ば頃の時期に最も重い扶養の責任のかかつていることが示されています。男子もほぼ同様の傾向ですが、いずれの年齢においても扶養家族数は女子を上廻り、最高は四三歳の四・三四人です。

―教育程度―

女子雇用者の教育程度は、小学・新中卒が大部分をしめ七五・〇%、旧中・新高卒は二四・三%となつています。しかし、旧高専・短大卒は〇・六%、旧大・新大卒はわずか〇・一%にすぎません。一方旧高専・短大卒及び旧大・新大卒の男子雇用者は各々五・〇%、四・〇%をしめて、高度の教育程度にある男子の割合が女子より多いことをしめして

います。（表17）

★失業

女子の就業者がめざましく増加した反面、働く意志を持ちながら、就業できない人の数も増加しました。完全失業者（求職活動をしながら、調査期間中一時間も就業しなかつたもの）の戦後の推移を見ると、女子の場合一九四八年の九万から一九五四年の二四万へと二・五倍以上の増加を示しています。これを労働力人口中に占める割合（失業率）からみますと、一九四八年の女子一、〇〇〇人につき、完全失業者七人の割であつたものが、一九五四年には一、〇〇〇人につき一四人と二倍になつています。男子も年によつての波はありますが、やはり増加の方向を辿つており、特に一九五四年はデフレ経済の影響を受けて、男女とも前年に比べて急激な増加を見せました。（表18　図9）

表18　男女別完全失業者数

基準＝1948年　　（単位　千人）

年次別	完全失業者		失業率1)		増加率	
	女	男	女	男	女	男
	千人	千人	%	%		
1948年平均	90	160	0.7	0.7	100	100
1949年平均	150	230	1.0	1.1	167	144
1950年平均	150	290	1.1	1.4	167	181
1951年平均	150	240	1.0	1.1	167	151
1952年平均	170	290	1.1	1.3	199	181
1953年平均	190	260	1.2	1.1	211	153
1954年平均	240	340	1.4	1.4	267	213

註1）失業率は労働力人口中の完全失業者の百分率

総理府統計局　労働力調査

完全失業者のほかに、就業者として数えられている人々の中にも、就業時間が短いとか収入が少いとかの理由で、もつと働きたい人（追加就業希望者）があります。この人々の相当部分は潜在失業者的な性格を持つていると考えられます。又、非労働力人口に数えられる人の中にも、求職活動を行つていないが、働きたい希望を持つている人（非求職の就業希望者）があります。

一九五四年、女子就業者中に占める追加就業希望者は三三万、三%で

図8　男女別完全失業者

（1954年平均）

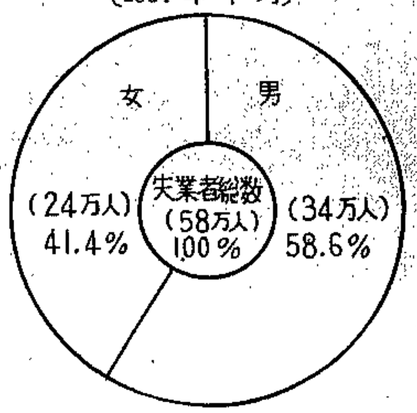

総理府統計局　労働力調査

図9　年次別及び男女別完全失業者数

（1948年平均～1954年平均）

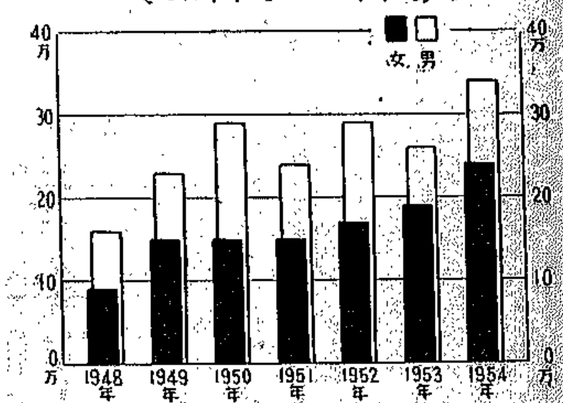

総理府統計局　労働力調査

前年度よりやや下廻り、男子の五七万、二・四%と比べても低くなつています。（表19）しかし非求職の就業希望者は女子のほうが三倍も多く、一九五一年の一二万から、一九五四年の三二万へ増加を示しています。もとより、非求職の就業者の中には、失業と関係ないとみられる人も非常にたくさん含まれていますが、反面、生活困難というような経済的理由から就業を希望する人も相当にあり、全体として、婦人の中に就業したい希望をもつ人のふえてきたことが看取されます。

失業保険金受給者は、加入事業場を退職した人に限られ、しかもその中には任意退職をした人も含まれますので、失業の動きをそのまま反映しているとはいえませんが、参考のためあげてみますと、一九五四年各月平均の女子の失業保険金受給者はざつと一五万人で前年より三一・五%も急激に増加し（男子は三三・五%増）完全失業者の増加とともに

表 22　産業別一人平均一カ月間の現金給与総額

（1953年平均～1954年平均）

年別＼産業別	産業総数	鉱業	製造業	卸売小売業	金融及保険業	運輸通信及び公益事業	建設業
				女			
	円	円	円	円	円	円	円
1953 年 平 均	8,617	8,290	7,572	9,939	13,073	11,573	6,028
1954 年 平 均	9,252	8,294	8,124	10,409	14,262	12,693	6,981
	%	%	%	%	%	%	%
1954年の対前年比	107.4	100.0	107.3	104.7	109.1	109.7	115.8
				男			
	円	円	円	円	円	円	円
1953 年 平 均	19,560	18,145	19,148	21,744	28,620	19,264	12,794
1954 年 平 均	20,825	18,390	20,254	22,761	30,194	21,113	14,883
	%	%	%	%	%	%	%
1954年の対前年比	106.5	101.4	105.8	104.7	105.5	109.6	116.3

労働省　毎月勤労統計調査

労働市場の情勢のきびしくなつたことを物語つています。（表21）

表 19　追加就業希望者数

（1953年平均～1954年平均）

（単位　千人）

女	1953 年 平 均	350千人
	1954 年 平 均	330
	1954 年の対前年比	94.3
男	1953 年 平 均	600千人
	1954 年 平 均	570
	1954 年の対前年比	95.0

総理府統計局　労働力調査

表 20　求職、非求職別就業希望者数

（1953年平均～1954年平均）　（単位千人）

性別	年次別	総数	求職者（完全失業者）	非求職者
女	1953 年 平 均	470千人	190千人	280千人
	1954 年 平 均	530	240	290
	1954年平均の対前年比	112.8	126.3	103.6
男	1953 年 平 均	350千人	260千人	90千人
	1954 年 平 均	430	340	90
	1954年平均の対前年比	122.9	130.8	100.0

総理府統計局　労働力調査

表 21　失業保険金受給者数

（1951年平均～1954年平均）

年別	女	男
	人	人
1951 年 平 均	69,869	175,547
〃 総 数	838,433	2,106,569
1952 年 平 均	110,999	209,747
〃 総 数	1,331,992	2,516,964
1953 年 平 均	113,433	236,338
〃 総 数	1,361,197	2,836,050
1954 年 平 均	149,198	316,166
〃 総 数	1,790,379	3,793,995

労働省職業安定局調

二、婦人の労働條件

★賃　金

労働基準法には、第四条に男女同一賃金の原則が謳われていますが、その趣旨は、男女の賃金に関する差別待遇をなくし、これまで男子に比べて低位にあつた婦人労働者の社会的経済的地位の向上をはかろうとしたもので、施行以来、働く婦人の大きな後だてとなつてきました。

しかし一方には、一般に婦人の職業分野が男子と異ること、又さきに述べたような女子雇用者の特性――年齢、勤続年数、教育程度、扶養家族数について男子との間に差があり、しかも我が国の給与制度がこれらの要素を重くみるものであること、などが関連して、婦人の賃金は男子に比べて低い水準にとどまつています。

女子賃金の産業による開き

規模三十人以上の事業場における常用労働者の賃金をみると一九五四年平均、女子は一人一カ月九、二五二円となつていま

す。産業別では、最高の金融保険業の一四、二六二円と最低の建設業の六、九八一円との間にはかなりのひらきがあり、女子労働者の大部分をしめる製造業は平均以下の八、一二四円です。しかし製造業の中でも、業種を更に細かく分けてみると煙草製造業（一五、一〇四円）のようにきわだつて高いものから、木材及び木製品製造業（五、八〇四円）のように低いものまで業種によつて差のあることが分ります。（表24　表26）

女子の現金給与総額を前年度と比較すると、平均七・四％増です。しかし、一九五二年基準による男女別賃金の上昇率をみると、一九五四年は男女とも前年の上昇率より鈍化をしめしています。産業別に女子賃金の前年比をみると、建設業が一五・八％の増加、製造業、卸売小売業はおのおの七・三％、四・七％の増加を示しましたが、鉱業は前年と変りありません。（表22　表23　図10）

表 23　男女別一人一カ月平均現金給与総額の推移
（調査産業総数）

年別	女	男
	%	
1952 年 平 均	% 100.0	% 100.0
1953 年 〃	114.4	116.6
1954 年 〃	122.8	124.0
	実数	
1952 年 平 均	円 7,533	円 16,782
1953 年 〃	8,617	19,560
1954 年 〃	9,252	20,825

労働省労働統計調査部　毎月勤労統計調査

図10 女子産業別年別1カ月平均現金給与総額
（1953年平均～1954年平均）

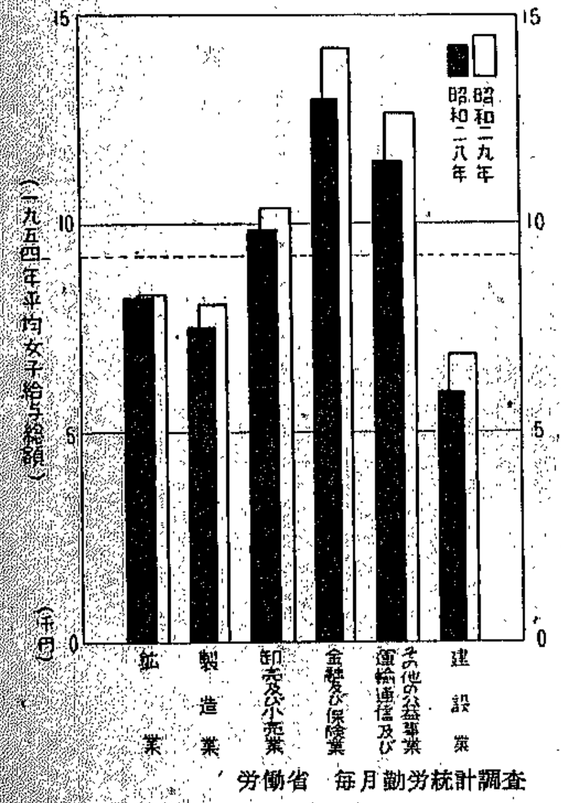

労働省　毎月勤労統計調査

企業規模別にみた女子賃金

労働者の賃金は企業規模の大小によつても差があり、規模の大きくなるほど賃金は高くなつています。労働省個人別賃金調査によれば、規模一、〇〇〇人以上事業場の女子の賃金を一〇〇とすると、一〇～三九人では五八となつており相当な開きをみせています。産業別にみて、格差の比較的少いのは建設業で、著しいのは金融及び保険業です。（表26）

男女給与の開き

一九五四年、女子の平均賃金は男子の四四・四％になつています。終戦直後、男女給与の格差は一旦縮少しましたが一九五〇年頃から、再び僅かずつ開きが大きくなる傾向を示しました。それは給与制度の中の生活給的要素が、だんだんに職階職務給的要素にきりかえられていつたことなどによるものと考えられます。しかし一九五四年平均では賃金の

表 24　女子給与の高い産業
（1954 年平均）

産業別	女子現金給与額
	円
煙草製造業	15,104
第一次金属製造業	11,216
石油及び石炭製品製造業	10,731
輸送用機械器具製造業	10,653
印刷出版及び類似産業	10,626
医療機械、理化学機械、写真機光学機械器具及び時計製造業	9,863
化学工業	9,778
紙及類似製造業	9,498

労働省　毎月勤労統計調査

表 25　女子給与の低い産業
（1954 年平均）

産業別	女子現金給与額
	円
木材及び木製品製造業	5,804
衣服及び身廻品製造業	5,864
家具及び装備品製造業	6,031
その他の製造業	7,200
紡織業	7,394
皮革及び皮革製品製造業	7,577
ガラス及び土石製品製造業	7,824
ゴム製品製造業	8,060
金属製品製造業	8,123
機械製造業	8,387
食料品製造業	8,505
電気機械器具製造業	8,775

労働省　毎月勤労統計調査

表 26　産業別の企業規模間賃金格差

（労務者及び職員）（1954年 4 月）

（1,000人以上＝100）

産業	1,000人以上		500人～999人	100人～499人	30人～99人	10人～29人
		女				
		円				
産業計	100	(9,656)	80	70	62	58
鉱業	100	(8,501)	71	70	63	60
建設業	100	(6,975)	93	92	83	80
製造業	100	(8,738)	84	74	66	61
卸売小売業	100	(10,549)	80	73	60	59
金融及び保険業	100	(12,019)	84	69	59	47
運輸通信及びその他の公益事業	100	(11,220)	74	68	64	61
		男				
		円				
産業計	100	(19,708)	92	80	69	57
鉱業	100	(18,981)	76	75	65	57
建設業	100	(15,481)	99	92	82	72
製造業	100	(20,924)	89	76	64	54
卸売小売業	100	(23,560)	89	74	59	46
金融及び保険業	100	(24,942)	72	62	54	40
運輸通信及びその他の公益事業	100	(18,326)	95	88	84	72

労働省労働統計調査部　個人別賃金調査

男女格差は、前年に比べごく僅かが縮まつた結果が出ています。（表27）

—産業別にみた男女の賃金格差—

賃金の男女格差は産業によつて幾分違いがあります。産業中、男女格差の少いのは運輸通信業で、平均女子の給与は男子の六割ですが、製造業は一般に格差が大きく、女子の給与は男子の四割に留つています。（表28　表29）

—企業規模別にみた男女の賃金格差—

さらに企業規模別に女子の賃金をみた時には、企業が大きいほど賃金が高くなつていました。しかし、男女の賃金のひらきは必ずしもこれとは関係がありません。企業規模別に男女賃金のひらきをみると、一、〇〇〇人以上の大企業と一〇～二九人の小規模の企業における賃金の男女格差は、ともに男子一〇〇に対し、女子四九となつて、平均よりも高く、そ

表 27　調査産業総数の男女常用労働者一人平均月間現金給与額及び男女比率

（1947年平均～1954年平均）

年別	女	男	男子に対する女子の割合
	円	円	%
1947 年	972	2,241	43.4
1948 年	2,640	6,133	43.0
1949 年	4,488	9,980	45.0
1950 年	5,184	11,143	46.5
1951 年	6,496	14,051	46.2
1952 年	7,533	16,782	44.9
1953 年	8,617	19,560	44.1
1954 年	9,252	20.825	44.4

註 1）労務者と職員の双方を含めた常用の雇用労働者。
2）1950年 6, 7, 9 月は男女別がないためこれを除いた 9 カ月平均。
3）1947年～1949年は旧毎月勤労統計調査
1950年～1954年は改正毎月勤労統計調査なので直接には接続しない。

労働省　労働統計調査部

表 28　産業大分類別男女別現金給与月額男女比率

（1953年平均～1954年平均）（男子＝100）

産業別	1954年	1953年
	%	%
産業計	44	44
鉱業	45	46
製造業	40	40
卸売及び小売業	46	46
金融及び保険業	47	46
運輸通信及びその他の公益事業	60	60
建設業	47	49

労働省　毎月勤労統計調査

の中間の企業においてむしろ格差が大きくなつています。（表30）

—年齢別にみた男女の賃金格差—

年齢別にみた男女の賃金格差は、年齢の若い層より高齢に達するにつれてそのひらきは大きくなつています。（表31）

これは、年齢の若い層においては、初任給や、扶養家族数、勤続年数等に男女差が少いのですが、年齢が高まるにつれ、これらの点で、男女間のひらきが多くなるとともに、職場における男女の地位に差がついてくるなどのためと考えられます。

—賃金階級別労働者の分布—

賃金階級別に労働者の分布をみると、男女の賃金の比較がいつそうはつきりします。（表32、図11）にみられる通り、

表 29　製造業の現金給与月額男女比率

男子＝100
（1953年平均～1954年平均）

産業別	1954年	1953年
	%	%
製造業	40	40
食料品製造業	42	38
煙草製造業	62	55
紡織業	42	42
衣服及び身廻品製造業	40	39
木材及び木製品製造業	48	48
家具及び装備品製造業	46	45
紙及び類似品製造業	38	37
印刷出版及び類似産業	52	49
化学工業	45	45
石油及び石炭製品製造業	40	41
ゴム製品製造業	41	43
皮革及び皮革製品製造業	45	47
ガラス及び土石製品製造業	37	37
第一次金属製造業	49	46
金属製品製造業	47	48
機械製造業	48	48
電気機械器具製造業	42	42
輸送用機械器具製造業	49	50
医療機械，理化学機械，写真機光学機械器具及び時計製造業	49	48
その他の製造業	45	45

労働省　毎月勤労統計調査

女子では大多数が低い賃金層に密集し、六割以上の人が八、〇〇〇円未満の賃金しかもらっていないのにひきかえ、男子では一〇、〇〇〇円から一五、〇〇〇円くらいまでの間が最も密度が濃く、相当の高給に至るまでゆるやかなカーブをえがいて分布しています。

表 30　規模別産業別男女賃金格差

（労務者職員）（1954年4月）男＝100

産業	規模計	1,000人以上	500人～999人	100人～499人	30人～99人	10人～29人
産業計	45	49	43	42	44	49
鉱業	42	45	42	42	43	47
建設業	45	45	42	45	45	48
製造業	42	42	40	41	43	48
卸売小売業	50	45	40	44	50	53
金融及び保険業	52	48	56	54	52	57
運輸通信及びその他の公益事業	58	61	47	47	47	52

労働省労働統計調査部―個人別賃金調査

表 31　男女別年齢別賃金格差　男子＝100

（労職計）産業計（1954年4月）

	男	女	男子に対する女子の割合
	円	円	%
計	16,937	7,637	45
18歳未満	5,002	5,107	102
18歳以上 20歳未満	8,019	6,554	82
20歳以上 25歳未満	11,427	8,112	71
25歳以上 30歳未満	15,397	9,409	61
30歳以上 35歳未満	18,890	8,891	47
35歳以上 40歳未満	21,254	8,612	41
40歳以上 50歳未満	23,349	8,640	37
50歳以上 60歳未満	21,801	7,840	36
60歳以上	15,119	6,128	41

労働省労働統計調査部―個人別賃金調査

表 32　賃金階級及び男女別労働者数百分率

（産　業　計）（労務者及び職員計）（1954年4月）

賃金階級別	女	男
	%	%
計	100.0	100.0
2,000 円未満	0.3	0.4
2,000 円以上 4,000 円未満	9.5	1.1
4,000 〃 6,000 〃	29.1	4.2
6,000 〃 8,000 〃	24.0	7.7
8,000 〃 10,000 〃	16.9	9.6
10,000 〃 12,000 〃	9.7	10.8
12,000 〃 14,000 〃	5.0	10.7
14,000 〃 16,000 〃	2.5	10.1
16,000 〃 18,000 〃	1.3	8.7
18,000 〃 20,000 〃	0.7	7.5
20,000 〃 22,000 〃	0.4	6.3
22,000 〃 24,000 〃	0.3	4.9
24,000 〃 26,000 〃	0.1	4.0
26,000 〃 28,000 〃	0.1	3.0
28,000 〃 30,000 〃	0.1	2.4
30,000 〃 32,000 〃	–	1.9
32,000 〃 34,000 〃	–	1.4
34,000 〃 36,000 〃	–	1.1
36,000 〃 38,000 〃	–	0.8
38,000 〃 40,000 〃	–	0.6
40,000 〃 45,000 〃	–	1.1
45,000 〃 50,000 〃	–	0.6
50,000 〃 55,000 〃	–	0.4
55,000 〃 60,000 〃	–	0.2
60,000 〃 65,000 〃	–	0.2
65,000 〃 70,000 〃	–	0.1
70,000 円以上	–	0.2

労働省　個人別賃金調査

★ 女子の労働時間及び労働日数

戦後女子の労働時間は朝鮮動乱の影響で一時増加した時を除けば、大体一日平均八時間を保っており、一九五四年も前年同様一日七・九時間でした。

一九五四年の規模三〇人以上の事業場の女子の一カ月平均実労働時間は一八五・八時間で、男子の一九六・三時間に比べると一月約一〇・五時間少くなっています。それは出勤日数が女子のほうがやや少いことにもよりますが、労働時間を所定内労働時間（事業場の就業規則できめられた正規の就業時間内の労働時間）と所定外労働時間（早出、残業、休日出勤等の時間）とに分けてみますと、男子の所定外労働時間が女子より一月一二時間余り多いためで、所定内労働時間ではむしろ女子のほうが幾分長くなっています。（表33）

一般に一九五四年は前年に比べて、男女とも所定内労働時間の増加、所定外労働時間の減少という現象がみられました。

所定外労働時間の男女差が比較的少いのは金融保険業（女一〇五時間、男一三時間）煙草製造業（女一一・五時間、男一七・七時間）ですが、製造業の中には一般に男女差の大きい業種が多いようです。（表34）

図 11　男女別賃金階級別労働者数分布

（1954 年 4 月）

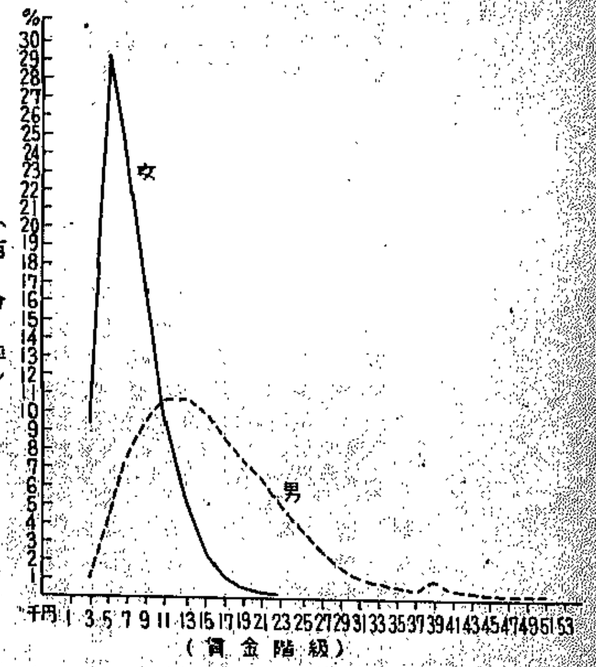

労働省—個人別賃金調査

表 33　年別男女別1人1カ月及び1日実労働時間数と出勤日数

年別	月間実労働時間数						1日平均実労働時間数		出勤日数	
	総労働時間数		所定内		所定外					
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	時	時	時	時	時	時	時	時	日	日
1952年 平均	195.5	184.4	175.1	176.9	20.7	7.6	7.9	7.7	24.6	24.0
1953年 平均	197.6	186.0	176.3	178.0	21.3	8.0	8.3	7.9	23.9	23.4
1954年 平均	196.3	185.8	177.1	179.1	19.2	7.1	8.2	7.9	23.8	23.4

労働省　毎月勤労統計調査

表 34　男女別1人1カ月平均所定外実労働時間

(1954年平均)

産業別	男	女
	時	時
鉱業	18.5	9.8
製造業	22.9	6.6
食料品製造業	22.8	7.7
煙草製造業	17.7	11.5
紡織業	16.6	5.1
衣服及び身廻品製造業	7.8	3.4
木材及び木製品製造業	18.5	8.9
家具及び装備品製造業	17.2	9.8
紙及び類似品製造業	33.8	9.1
印刷出版及び類似産業	34.4	18.4
化学工業	14.9	5.5
石油及び石炭製品製造業	22.9	6.5
ゴム製品製造業	16.1	5.9
皮革及び皮革製品製造業	10.8	5.2
ガラス及び土石製品製造業	23.4	8.4
第一次金属製造業	26.7	8.4
金属製品製造業	24.0	9.5
機械製造業	23.3	8.4
電気機械器具製造業	22.5	8.4
輸送用機械器具製造業	27.0	8.8
医療機械、理化学機械、写真機光学機械及び時計製造業	16.2	7.7
その他の製造業	17.9	5.1
卸売及び小売業	12.6	6.7
金融及び保険業	13.0	10.5
運輸通信及びその他の公益事業	15.4	7.6
建設業	17.4	6.5

労働省　毎月勤労統計調査

三、婦人の労働保護

★労働基準法における婦人の保護

戦後労働基準法が制定されて、婦人に対する労働保護は国際的水準にまで高められました。基準法の中には婦人の労働条件を護るため、特に次のような定めが設けられています。

男女同一賃金の原則……女子であることを理由に賃金に差別をつけることを禁ずる。

労働時間及び休日……原則として女子の時間外労働を一日二時間、一週六時間、一年一五〇時間以内に制限し、休日労働を禁止する。

深夜業……原則として午後一〇時から午前五時までの間女子の使用を禁止する。

危険有害業務の就業制限……女子が運転中の原動機や動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査、修繕を行うこと、運転中の原動機や動力伝導装置のベルトのかけはずしを行うこと、その他の危険な業務につくことを禁じ、女子の取扱う重量物の限度を定めるなど。

坑内労働の禁止

産前産後の休業……六週間以内に出産予定の女子が請求によつて休暇をとることを保障し、産後六週間の就業を禁じている。但し産後五週間を経過した女子が請求した場合は医師の許可の出た業務に就かせてもよいことになつている。

妊婦の軽易業務への転換……妊娠中の婦人が請求した場合は、軽易業務に転換させなければならないことになつてい

る。

育児時間……乳児（生後一年以内）を育てる婦人に休憩時間のほか一日二回三〇分以上の哺乳時間を保障している。

生理休暇……生理日の就業が著しく困難な婦人や、生理に有害な業務についている婦人が、休暇を請求することを認めている。

帰郷旅費……解雇された女子が一四日以内に帰郷する場合、原則として使用者に旅費の負担を命じている。

以上が主だつたものですが、このほかにも出産前後の解雇制限、出産のための賃金の非常時払、前借金相殺の禁止、寄宿舎の自治など女子に関係の深い規定があつて、働く婦人の保護に役立つています。

★ 労働基準法中婦人に関する条文の違反

一九五四年中、労働基準法の女子に関係ある条文（表35に掲げた条文）の違反件数は二一、四四九件で、総違反件数中六%でした。

その中最も多かつたのが「労働時間及び休日」に関するもので女子関係条文違反の八・五割を占め「深夜業」違反がこれに次ぎ、その他の条文違反は少数でした。（表35）

「男女同一賃金」の違反件数は、年間四〇〇件を越していた施行当初より著しく減少の傾向にあります。一九五四年は五三件で、違反件数としてはそう多くはありませんが、法の趣旨からみれば、女子の労働条件の向上の上から重要な規定であり、違反が見受けられることは、充分考えられるべきでありましょう。

★ 母性保護実施状況

さきに述べたように、労働基準法は特に働く婦人の母性を護るため幾つかの規定を設けています。婦人少年局では、これらの母性保護規定が、実際に事業場でどの程度生かされているかを調べるため、女子保護実施状況調査を行つていますので、次に一九五三年度の概要を述べてみましょう。この調査は規模三〇人以上の事業場に対して行われ、その中回答のあつた二、二八事業場について結果をまとめたものです。

―有夫者と出産者―

調査事業場の労働者九三万人の中女子労働者は約四分の一でしたが、女子労働者中有夫者は一〇・九%という数字が出ています。産業別にみて有夫者の割合の多い産業は鉱業（二八・五%）建設業（二三・三%）製造業の中の木製品製造業（三一・七%）煙草製造業（二四・八%）等、有夫者の割合の少いのは卸売及び小売業（五・四%）紡織業（四・八%）です。事業場の規模からみますと、三〇～九九人の事業場では一七・八%、一〇〇～一九九人では一一・九%、五〇〇人以上では九・七%というふうに、規模の小さい事業場に有夫者の割合の多いのがみられました。

女子労働者のうち、一九五三年一年間に産婦として報告されたのは約二%でした。これは有夫者数の二割近くにあたります。産婦の中には正常産とともに異常産も含まれますが、異常産の件数は産婦数の約一五%にあたり、そのうち最も多かつたのは人工妊娠中絶で約四割をしめ、次いで流産が三割、死産が二割、早産が一割足らずという状況でした。

最近は結婚しても続けて働く婦人が多くなつたといわれますが、妊娠や出産

表 35　労働基準法女子関係条文違反件数

年別	第4条 男女同一賃金	第61条 女子の労働時間及び休日	第62条 深夜業の禁止	第63条 危険有害業務の就業制限	第64条 坑内労働の禁止	第65条 産前産後	第66条 育児時間	第67条 生理休暇	第68条 帰郷旅費	女子関係条文違反件数累計
1951年	130	16,686	2,849	997	89	31	11	161	25	20,979
1952年	95	15,805	2,799	759	132	29	13	31	15	19,728
1953年	110	22,882	3,781	664	148	28	10	91	13	27,727
1954年	53	18,191	2,533	496	74	19	2	64	17	21,449

註　第62条～第64条並びに第68条においては男子年少者関係を含む。

労働省　労働基準局調

を契機として退職する率は依然として高く、この調査でも妊娠又は出産による退職者数は産婦数の三九・四%に当つていました。つまり子供のできた人一〇人のうち四人は退職していることになります。特に退職率の高かつたのは電気機械器具製造業（七三・七%）印刷出版業（六九・一%）等、退職率の低いのでは煙草製造業（四・四%）が目立つていました。退職の時期は大体産前が三分の一、産後が三分の二ですが、その中でも産前休暇もとらずにやめた人が約一割産後休暇をとつてからやめた人が約二割となつていました。

―産前産後の休業―

この調査によつて実際の産休請求状況をみますと、休業日数は平均して産前は三一・六日、産後は四三・六日となつています。これを産前産後それぞれ六週間未満とつた人と、六週間以上とつた人とに分けてみますと、産前では六週間未満の人が七八%、六週間以上の人が一九%、産後では五週間から六週間までの人が七三%、六週間以上の人が二三%で、いずれも六週間未満のほうが多くなつていました。

産休中の賃金については法には別に定めがなく、又この調査も賃金にはふれておりませんが、参考までに婦人少年局が一九五三年から五三年にかけて行つた産休調査（比較的中小企業を対象とした）から数字を引いてみますと、産休中無給の人が六五%、有給（全額有給だけでなく、少しでも給与の支給された場合も含む）の人が二三%で、特に事務系統に有給の人が多く、現場部門に無給の人が多いという結果が出ていました。

―軽易業務への転換―

妊娠中の婦人で、実際に軽易業務へ転換の措置を受けたのはこの調査で一二%でした。産業別にみますと、比較的多いのはやはり製造業（一四・五%）で、金融及び保険業などはごく僅かです。（〇・六%）

転換する仕事の内容は職種によりさまざまですが、全般を通じて、立作業から腰かけてできる仕事への転換が多く、その他のものとしては、任意に中断できない作業からそうでない作業へ（例えば織布工から準備工へ）二交替勤務から昼間だけの勤務へ（例えば電話交換手の夜業を免除する）、自動車々掌のような業務から机上事務へ、分担業務を減らすなどの例がみられました。

―育児時間―

育児時間を利用している人は、産後休暇をとつた人（産後退職者を除く）の約四分の三でした。このように乳児を持つて働く婦人の大部分が、育児時間を活用しているという事実によつて、この規定の重要さが知られます。

育児時間中の賃金について、前述の産休調査を引いてみますと、利用者のほぼ四分の三が有給になつていました。

―生理休暇―

生理休暇請求回数は、一年間に一人平均一・二回となつていました。つまり一カ月間に一〇人のうち一人がとつている割合です。一回の請求日数について、法には特に

表36 産業別罹病率

（1954年1月～6月）

産業別	受検者数		疾病総計		受検者に対する結核罹患率	
	女	男	女	男	女	男
	人	人	%	%	%	%
総数	445,361	1,438,935	12.5	16.0	2.6	3.9
農林及び水産業	1,771	26,015	3.2	4.6	1.3	0.8
鉱業	15,977	215,062	19.2	20.5	3.7	4.0
建設工業	2,668	26,337	8.8	10.5	1.5	2.6
製造工業						
金属工業	16,079	172,408	15.1	16.0	3.0	3.9
機械器具工業	30,164	198,891	15.9	19.2	3.7	4.5
化学工業	51,901	213,568	13.5	13.8	2.4	3.5
窯業及び土石工業	11,091	41,591	14.5	21.1	2.1	3.6
紡織工業	192,326	64,832	10.1	12.5	1.3	2.6
製材及び木製品工業	1,564	5,129	9.0	9.6	1.6	2.8
食料品工業	17,370	27,968	17.4	13.3	3.5	3.5
印刷及び製本業	4,451	18,324	20.3	32.9	7.6	8.3
その他の製造工業	5,189	9,092	17.1	15.7	1.6	2.5
電気、ガス、水道及び衛生業	5,999	65,805	13.9	16.6	6.3	5.7
運輸通信及び倉庫業	20,191	26,480	19.4	21.5	4.8	7.2
商業	48,081	287,533	10.0	12.5	4.6	5.2
その他の業	20,629	39,900	11.1	12.8	4.8	6.4

労働省労働基準局調

定めがありませんが、この調査では一回平均一・四日になっています。

★ 婦人と労働衛生

労働基準法は、雇用者を使用する大部分の事業場に対し、年一回、又は業務の種類によって年二回の定期健康診断を行わなければならないことを命令で定めています。この定期健康診断の結果からみると、一九五四年上半期の女子罹病率は一二・五%、男子は一六%と例年同様女子のほうが低くなっています。結核罹患率も女子二・六%、男子三・九%で同様です。しかし罹病率は産業によってかなりの差があります。最も率の高かつたのは印刷及び製本業（女子二〇・三%、男子三二・九%）で、結核者の率もやはり高いのが目立ちます。これに次いで、商業及び金融業、鉱業、食料品工業が高く、農林水産業や、建設工業等比較的屋外作業の多い業種では罹病率も結核も少いのがみられます。（表36）

表 37　産業別災害発生状況
（1954 年）

	負傷件数		災害発生率	
	女	男	女	男
	件	件	%	%
計	24,186	439,336	0.8	5.1
製造工業	13,112	147,915	0.8	4.0
鉱業	1,491	86,109	3.2	18.8
建設事業	6,291	121,234	4.1	10.3
運輸事業	1,264	17,155	2.1	2.3
貨物取扱事業	1,137	40,115	4.8	18.0
林業	254	18,874	0.5	8.0
その他	637	7,934	0.05	0.4

労働省　労働基準局調

★ 婦人と労働災害

同一産業の中でも婦人は男子とかなり異つた作業についている場合が多く、又労働基準法でも女子が坑内労働、重量物運搬、その他一定範囲の危険有害業務につくことを禁止又は制限していますから、婦人の労働災害は男子に比べてはるかに少くなっています。

労働省の調べによれば、一九五四年中の女子の災害件数は二四、一八六件で、女子労働者中約〇・八%に当っていました。（表37）つまりこの年間中一三〇人に一人の婦人労働者が災害を受けたわけです。（男子は二〇人に一人）これを一日平均になおしてみますと、一日に六六人の婦人が全国のどこかの職場で災害を受けていることになります。（男子は一日に一二〇〇人）

婦人の災害発生の原因については、新しい資料がありませんが、一九五一年、五二年の統計を参照してみますと、数の上から一番多いのは作業行動災害（物品の取扱運搬や物の倒壊飛来などによる災害）で、六割余を占めています。しかし男子に比べて婦人に発生率の多いのは動力運転災害（鋸機、研磨盤等の動力機械や歯車、ベルトなどによって起る災害）で、これは婦人の作業分野にも関係していると考えられます。

又、災害の程度からみますと、婦人の場合は、八日以上の休業を要する災害が七〇%を占め、同じく男女合計の災害の中では六五%であるのに比べると、婦人の災害は男子に比較して、発生件数は少くても、その質において必ずしも楽観を許さないものがあることを示しています。（表38）

表 38　女子労働者原因別死傷災害発生率
（1951年～1952年）

原因別分類			1951年		1952年	
大分類	中分類		総数	女	総数	女
			%	%	%	%
A 動力運転	1	動力伝導装置災害	1.4	2.8	1.4	2.6
	2	動力揚重機災害	1.8	0.3	1.8	0.3
	3	動力運搬災害	2.3	2.3	2.6	2.8
	4	一般動力機災害	8.9	18.3	9.1	18.6
B 作業行動	5	手動運搬機災害	4.2	6.1	4.8	6.0
	6	手動工具災害	5.8	4.5	5.5	4.4
	7	取扱運搬災害	33.5	26.0	33.7	27.5
	8	飛来崩壊災害	16.5	15.0	16.9	14.3
	9	墜落転落災害	8.6	7.8	8.3	7.8
	10	墜落	6.6	4.1	6.9	4.4
C 特殊危険	11	電気災害	0.9	0.1	0.9	0.1
	12	毒劇災害	1.2	1.3	1.0	1.2
	13	爆発破裂災害	0.4	0.4	0.5	0.6
	14	高熱災害	2.8	1.8	2.5	1.8
D 雑	15～17	火災倒壊雑災害	4.9	8.7	4.1	6.9

註　1）女子は満18歳未満年少者を除いたもの。
　　2）男、女、年少者男女を含んだものである。

労働省　労働基準局調

四、労働組合の中の婦人

★ 組合加入状況

戦後飛躍的発展をとげた労働組合は、一九四九年には組合員六六四万、その中女子組合員は一五二万を数え、組合組織率も男子五七%、女子五一%と最高を示しました。その後内外の社会経済情勢の変化に影響されて男女とも一時相当な減少を見せましたが、一九五二年頃からは雇用者数の増加、組合活動の活潑化などを反映して、組合員数は再び増加の傾向を示しています。しかし組合員数の増加は、雇用者数の増加に伴わず、このため組合組織率は次第に低下しています。

労働省の調査によりますと、一九五四年六月現在組合員は五九八万を数え、その中女子組合員は一三八万で組合員総数の二三%をしめています。これを前年に比較すると女子組合員は一・七%、男子は二・五%増加しています。

また、組合組織率について見ますと、男子は前年の四三・八%に比べ本年は四三・三%と殆んど変りませんが、女子は三三・五%から三〇・九%に減少しています。これは前年六月に比べると女子雇用者は四二万人増加していますが、この増加の相当部分が卸売小売業及び金融保険不動産業・サービス業などの比較的組織化の遅れている産業部門において行われ、また一方鉱業においては、組合員が激減するなどもあつて、組合員は全体として二万三千人しか増加していないためです。(表39　図12)

次に女子組合員の分布状況を産業別に見ますと、製造業・サービス業が最も高く、次いで運輸通信業及びその他の公益事業、卸売小売業及び金融保険不動産業、公務の順となつています。以上の中、製造業の中の紡織業及びサービス業の中の教育部門には、女子組合員総数の約三六%が集中しています。(表40)

次に、組合員総数中にしめる女子の割合を産業別にみますと、労働者中女子の多い産業はそれに従つて組合員中女子のしめる割合も高く、紡織業においては七三%、衣服及び身廻品製造業においては六八%、煙草製造業は四七%、ゴム製品製造業四六%、このほか映画以外の興業娯楽劇場及び附随業、金融業及び保険業卸売及び小売業等においても女子組合員は夫々三〇%以上をしめています。(表40)

★ 組合活動状況

このように組合内において相当大きな比率をしめている女子組合員の活動状況を組合役員の中における婦人の現状から見てみましょう。労働省の調査によりますと一九五三年六月現在、役員として選出されている女子は、正副委員長・書記長・会計監査、それに組合執行機関の構成員を合せて、一七、四七七人で、女子組合員一〇〇人について一・三人の割合ですが、男子

表 39　年次別男女別労働組合推定組織率

	年次	組合員数[1]	雇用者数[2]	雇用者数に対する組合員数の割合
		人	人	%
女子	1948年6月	1,507,017	3,300,000	45.7
	1949年 〃	1,519,782	2,980,000	51.0
	1950年 〃	1,304,332	3,440,000	37.9
	1951年 〃	1,352,620	3,620,000	37.4
	1952年 〃	1,322,014	4,050,000	32.6
	1953年 〃	1,357,965	4,050,000	33.5
	1954年 〃	1,381,623	4,460,000	30.9
男子	1948年6月	5,026,937	9,290,000	54.1
	1949年 〃	5,126,333	8,940,000	57.3
	1950年 〃	4,466,917	9,100,000	49.1
	1951年 〃	4,333,215	9,740,000	44.5
	1952年 〃	4,397,546	10,170,000	43.2
	1953年 〃	4,484,713	10,230,000	43.8
	1954年 〃	4,604,545	10,630,000	43.3

註　1) 労働省　労働統計調査部——労働組合基本調査による。
　　2) 雇用者数は　総理府統計局　労働力調査による。

は一〇〇人について五・二人の割合で、組合活動の面における女子の成長にはまだなかなか問題があるようです。（表41）

—婦人部の活動—

労働組合の中には、婦人部又は青婦対策部など、婦人対策のための特別の部局をもつているものがあります。婦人部は女子組合員の与論を執行部に反映させ、また、組織を通じて職場における婦人問題の解決に当るなどの機能をもち、各婦人部ともそれぞれの実情に即した活動をしていますが、次に、全国主要労働組合の資料にもとづいて、一九五四年の活動状況をみましょう。

一般に婦人部の活動の重点は、教育啓蒙、組織、調査の三分野におかれ、ことに教育啓蒙活動は組織活動と表裏一体のかたちで活潑に行われています。

教育啓蒙活動については、前年と同様に講座、講習会、組合学校、研究会などが開かれていますが、また、末端にまで教育啓蒙活動を徹底させるために、小さなグループで話し合う会合も多く持たれています。

また、調査では前年に引きつづき組合基本調査、給与調査、婦人の労働実態調査、その他福祉関係の調査などが行われ、組合活動の基礎資料とされています。

このほか婦人部が苦情処理機関として、職場における婦人問題解決のための役割を果しているところもあります。婦

図12 男女別労働組合推定組織率の推移

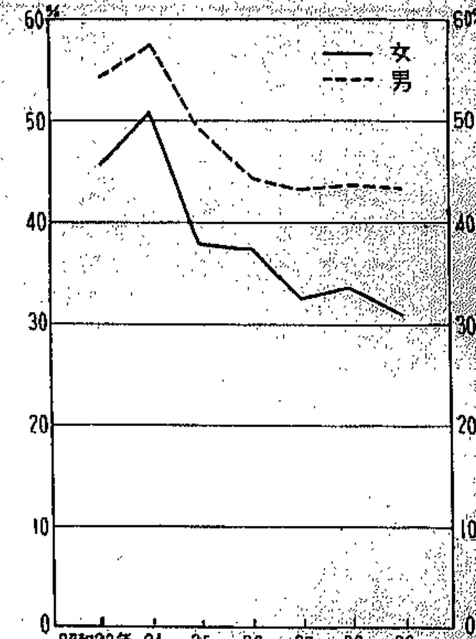

労働省　労働組合基本調査

表40 産業別労働組合員数

（1954年6月末現在）

産業	組合員数 総数	女	男	総数に対する女の%
	人	人	人	
全産業	5,986,168	1,381,623	4,604,545	23.1
農業	6,757	1,256	5,501	18.6
林業及び狩猟業	57,148	5,523	51,625	9.7
漁業及び水産養殖業	42,363	1,057	41,306	2.5
鉱業	404,917	31,338	373,579	7.7
建設業	285,435	64,642	220,793	22.6
製造業	1,918,616	573,105	1,345,511	29.9
卸売及び小売業	150,678	51,546	99,132	34.2
金融及び保険業	285,741	100,259	185,482	35.1
不動産業	1,643	564	1,079	34.3
運輸通信及びその他の公益事業	1,409,747	167,089	1,242,658	11.9
サービス業	913,657	283,421	630,236	31.0
公務	499,012	98,264	400,748	19.7
分類不能の産業	10,454	3,559	6,895	34.0

労働省労働統計調査部——労働組合基本調査

表41 男女別労働組合役員選出状況

年別	組合員総数に対する組合役員総数の割合	女子組合員総数に対する女子組合役員総数の割合	男子組合員総数に対する男子組合役員総数の割合
	%	%	%
1952年	6.0	1.3	7.3
1935年	4.4	1.3	5.2

註 1) 役員とは、委員長　副委員長　書記長　会計監査の四役及び組合執行機関の構成員をいう。

労働省　労働組合基本調査

人部がとり上げた問題の主なものは男女同一賃金、昇級昇格等に関する男女差徹廃など男女の均等待遇に関するもの、労働時間・深夜業など労働条件に関するもの、その他産前産後の休暇・産休補助員の確保・託児施設などの母性保護に関するものなどですが、また、昨年来のデフレ経済に当面して、操短、人員整理、既婚婦人の雇用問題、辞職勧告、配置転換等の困難な問題を解決した事例もみられます。

このように、婦人部の活動は、全般的には活潑なうごきを示していますが、問題の多くはなお今後に残されているようです。

昭和30年12月20日　印刷
昭和30年12月25日　発行

婦人労働の実情

婦人労働資料 No. 44

編集者　東京都千代田区大手町1の2
労働省婦人少年局婦人労働課

印刷者　東京都中央区入船町2の3
永井印刷工業株式会社